

ときがわ町補助・支援制度一覧

支援項目	No.	区分	支援制度名称	支援対象者	支援区分	支援内容	課(担当)・問い合わせ先	URL
教育・スポーツ	1	児童	スタディ・オン・サタデー(土曜日の学習会)開催	小学1～3年生	支援	【町独自】 児童の基礎的・基本的学力の定着のため、学習ボランティアの協力により、年間8回程度(全て土曜日の午前中)、学年ごとの問題集(国語及び算数)を中心とした学習会を行う。	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	2	児童	英語村の開催	小学4～6年生	支援	【町独自】 英語で様々な活動を行うことによって、児童の英語への関心や意欲を高める。 年2回開催予定	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	3	児童	各種検定受験の助成	漢字検定 小学4年生 日本語検定 小学4～6年生 英語検定 中学1年生 希望する中学2・3年生	支援	【町独自】 漢字検定(小学4年)、日本語検定(小学4～6年)、英語検定(中学1年、希望する中学2・3年生)を、通学している町立小・中学校内で、全額公費負担により受験できる制度 ※受験希望の級も選択可能	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	4	児童	就学援助	町内に住所がある、小・中学校(私立を除く)に在籍する児童・生徒の保護者のうち、次の1～4のいずれかに該当する方 1 生活保護を受けている方 2 生活保護の停止及び廃止となった方 3 児童扶養手当を受給している方 4 その他必要と認められる方 ※世帯構成・同一生計世帯全員の所得・家族の方の健康状態など世帯の状況を総合的に判断する。	助成金	町立小・中学校に就学するお子さんの、学用品の購入など経済的に困りのご家庭に、就学費用の一部を援助	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3401
	5	児童	特別支援教育への就学奨励	町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者。 ※生活保護及び就学援助費を受けている場合は対象外 ※世帯の所得の状況等により支給の内容が異なる。	助成金	町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するための国の基準に従った学用品費等の補助	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	6	児童	「十五の春」支援金	中学3年生	助成金	【町独自】 義務教育課程を修了する中学生に対し、支援金として一人当たり5万円を支給	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	
	7	スポーツ・文化	ときがわ町スポーツ及び文化活動に係る大会等出場費補助金	ときがわ町在住・在勤・在学する者	助成金	【町独自】 スポーツ・芸術文化の振興を目的に、町内に在住し、在勤し、又は在学する方が全国大会などに出場した場合に、その経費の一部を補助する制度	生涯学習課(生涯学習担当) 0493-65-2656	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2103
	8	施設	公民館利用者登録料の減額	公民館年間登録者のうち、65歳以上の者、中学生以下の者	支援	【町独自】 公民館利用者登録について、65歳以上、中学生以下の者は登録料の半額免除が受けられる制度	生涯学習課(生涯学習担当) 0493-65-2656	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2101
	9	施設	ときがわ町体育施設使用料等の減額	ときがわ町の小学生・中学生、減免団体等	支援	【町独自】 町内の小・中学生は使用料・年間会員登録料が免除となります。 また、減免団体等が使用する場合、使用料の全額免除又は半額免除が受けられる制度	生涯学習課(生涯学習担当) 0493-65-2656	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2179
	10	奨学金	関口茂八翁奨学金	高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修・各種学校に確実に入学する意思を有する方、入学決定又は在学中の方	助成金	【町独自】 経済上の理由により就学が困難な方に奨学金を貸与し、社会に有用な人材の育成を図ることを目的とした奨学金制度 町内に就職・県内の社会福祉施設等に就職し、1年以上継続して勤務した場合、返還金が最大半額免除	教育総務課(学校教育担当) 0493-65-1537	https://www.town.tokigawa.lg.jp/menu/73